

堺市監査委員公表第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年3月11日

堺市監査委員	三	宅	達	也
同	田	渕	和	夫
同	藤	坂	正	則
同	播	磨	政	明

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査（工事監査）	
監査実施期間	令和3年9月29日～令和3年12月22日	
措置を講じた部局等	建築都市局	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>4 堺保健センター・市民駐車場建設外工事 5（仮称）堺市総合防災センター建設工事 6 石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事 以下のとおり意見を付す。</p> <p>本工事において設置した昇降機設備の積算価格は、3者の製造業者の見積価格を参考に算定している。</p> <p>その積算価格は、受注者の下請契約金額と比較して、約2倍の価格となっていた。また、「5（仮称）堺市総合防災センター建設工事」及び「6 石津鉄筋住宅耐震補強ほか工事」の昇降機設備の積算価格においても、それぞれ約1.7倍、約2.4倍の価格となっていた。</p> <p>見積りから積算価格を算定する場合は、取引状況等（実勢価格帯）が適切であるかを確認したうえで、価格を決定されたい。</p>	<p>当該3件の工事で設置した昇降機設備は、設計業務の仕様に基づき3者の製造業者から取得した見積書を参考に、積算価格を算定しております。</p> <p>平成30年度から令和3年度発注済み12件の昇降機設備の調査を行ったところ、同様に価格の差が認められました。</p> <p>従って本市は、製造業者に対して、市中における取引状況等のヒアリングを実施致しました。</p> <p>その結果、工事受注者との契約金額は、受注規模、取引状況及び企業努力などを勘案した結果に依るため、見積価格と開きがあるとの回答を得ました。</p> <p>この実態を踏まえて、製造業者に、今後、設計に伴う見積書を作成する際、現場の実態をより反映した見積価格となるよう求めました。</p> <p>今後は、製造業者から提出される見積価格を踏まえ、実勢価格や現場の実態をよりの確に反映し、昇降機設備の適正な積算価格の算定を行ってまいります。</p>	<p>建築部 建築課</p>

7 鳳保健文化センター改修工事

本工事において、既存煙突内部のアスベスト撤去工事を行っている。

撤去工事は、設計委託した設計事務所が3者見積りを徴収し、その見積価格を参考に市が積算価格を算定している。

3者見積りの内容を調査したところ、設計数量が実施工と異なっており過大となっていた。

積算価格の算定の誤りを繰り返さないよう、見積りから積算価格を算定する場合は、数量の確認を厳密に行い、見積り内容を精査したうえで適正な積算を行う必要がある。

本工事におけるアスベスト撤去工事は、設計受注者が撤去面積の数量を算定し、内訳明細書に入力した成果品を、当課が検収して工事発注したものです。

数量の算定誤りに気付かなかった原因としては、設計受注者及び当課による算定過程の確認が不十分であったことによるものです。

このことから、職員に対して、指摘事項の情報共有を令和4年1月5日に行うとともに、今年度発注済みの設計受注者に、指摘事項を参考事例として、算定過程の確認をより徹底するよう周知致しました。

また、設計受注者に対しては、令和4年1月13日に指摘事項の厳重注意を行いました。

数量の算定誤りを繰り返さないため、職員には、積算に関する知識不足など、その原因を踏まえた積算を習熟するよう、営繕技術専任職員（スペシャリスト）による建築数量積算基準などを活用した研修を令和4年1月中に実施致しました。

今後も、職員の技術力向上に努め、適切な積算業務を行ってまいります。

建築部  
建築課